

JICA 環境社会配慮実施体制の設置(案)について

平成 16 年 7 月 1 日から、JICA 環境社会配慮の実施体制を以下のとおり設置する。

記

1. 目的

JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下「ガイドライン」）を遵守した業務運営を行うために、組織的な体制を整備する。

2. 実施体制

JICA 環境社会配慮実施体制の構成は別紙 1 の通りとする。

3. 構成員の責任と権限及び役割

別紙 2 の通りとする。

4. ガイドラインの適用の範囲

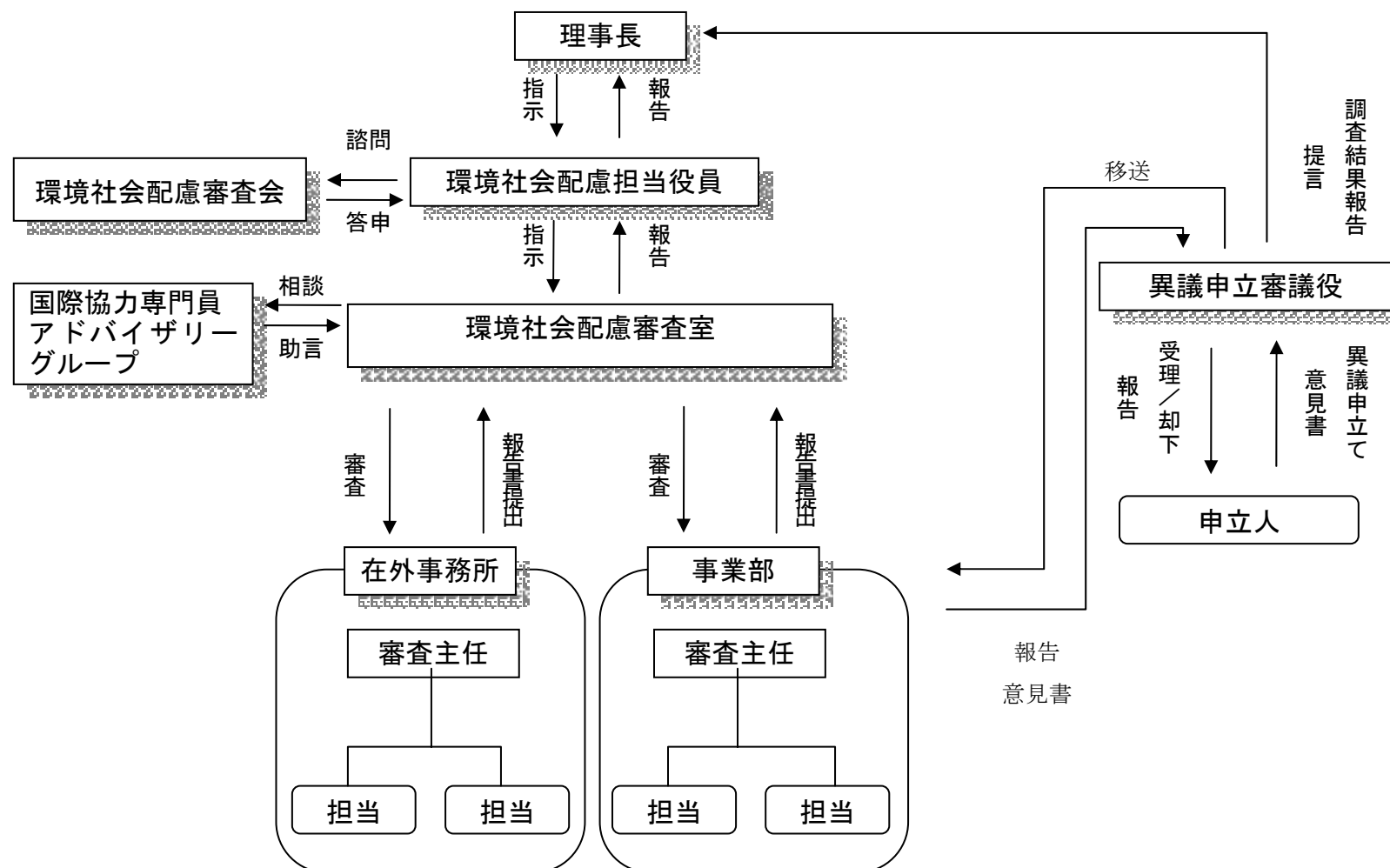
平成 16 年度の要請案件からガイドラインを適用する。平成 16 年 4 月 1 日以前に要請がなされた案件については、可能な項目についてガイドラインを適用する。可能な項目は、個別案件毎に事業部／在外事務所と協議の上定める。

5. 環境社会配慮の審査

環境社会配慮審査室は、平成 16 年 7 月 1 日から審査を開始する。

以上

環境社会配慮ガイドラインの実施体制



別紙 2

環境社会配慮ガイドライン実施体制の構成員の責任と権限及び役割

構成員	責任と権限及び役割
理事長	環境社会配慮実施の総責任者、 <u>環境社会配慮担当役員から報告を受け、必要な措置を指示する。また、異議申立審議役から調査結果報告を受ける。同審議役から提言がなされた場合には、必要な措置を環境社会配慮担当役員に指示する。</u>
環境社会配慮担当役員	環境社会配慮実施の責任者、 <u>環境社会配慮審査室から報告を受け、必要な措置を指示する。また、環境社会配慮審査会に対して諮問を行い、答申を受ける。</u>
環境社会配慮審査会	環境社会配慮担当役員からの諮問に対して、必要な答申を行う。審査会設置要項を別に定める。
異議申立審議役	ガイドラインの不遵守を理由としてあった申し立てに対して、理事長に遵守・不遵守の結果を報告するとともに必要な提言を行う。異議申し立て制度設置要項を別に定める。
環境社会配慮審査室	事業部／在外事務所の行う環境社会配慮の審査、環境社会配慮審査会の運営、環境社会配慮の研修と調査研究に関する事務をつかさどる。
国際協力専門員アドバイザーグループ	環境社会配慮審査室が委嘱を行う事項に対して、環境社会配慮に関する助言を行う。
事業部／在外事務所	ガイドラインに定められた協力事業の実施にあたり、必要な環境社会配慮を行う。
審査主任	協力事業を行う事業部の技術審議役、審査室長または在外事務所の次長が担当する。環境社会配慮審査室に提出する各種報告書の環境社会配慮の事前審査を行う。